令和2年度 第1回宮代町下水道事業審議会 会議録

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面での会議に変更

1 日時

令和3年2月 2日(火) 会議開催通知及び資料の送付

令和3年2月16日(火) 委員からの回答及び意見等の集約

令和3年2月19日(金) 審議結果の送付

2 出席者(回答書提出者)

- 1号委員 青木委員、柿沼委員、島村委員、中村委員
- 2号委員 磯委員、大島委員、金子委員
- 3号委員 出井委員、島村委員、眞中委員

傍聴者 なし(書面開催のため)

3 審議

<事務局>

■ごあいさつ

委員の皆様には、大変お忙しいところ、お時間をいただきまして誠にありがとう ございます。

本日は第1回目の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から書面での開催とさせていただきます。

なお、初めての書面開催で至らない点もあるかと存じますが、円滑な運営ができるよう事務局一同努めて参りますので、ご協力をお願いします。

■町長あいさつ

審議に先立ちまして町長からごあいさつ申し上げます。

日ごろ、皆様方には、町行政の推進につきまして多大なるご理解とご協力 を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。

また、このたびは下水道事業審議会委員を快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。本来であれば、直接、委嘱状をお渡しし、ご挨拶申し上げるべきところですが、新型コロナによる緊急事態宣言が発出されていること

を受け、このように書面開催となりましたことをご理解いただきたいと存じます。

さて、ご承知のとおり、下水道は公衆衛生の向上と、快適で清潔な生活環境を図る上で、大変重要な施設です。

宮代町では、昭和60年度に公共下水道事業に着手し、順調な事業の進捗により、道仏区画整理地区の完了をもって、その整備率が100%となったところです。現在は、町北部の大字和戸地内において民間企業が主体となり、宮代横町地区土地区画整理事業を実施し、公共下水道の整備を進められているところです。

町の下水道は、事業を開始し既に36年が経過しており、施設の老朽化など取り巻く環境は厳しい状況にございます。

また、節水意識の向上により、下水道使用料は横ばいとなるなど、将来に おける経営状況も懸念しているところでございます。

このようなことから、当審議会においては、今後の宮代町公共下水道の健全な経営を図ることを目的とした経営戦略を策定するため、皆様方のそれぞれの視点で、慎重なご審議を賜りますようお願いいたします。

結びにあたり、委員の皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

宮代町長 新 井 康 之

■委嘱状

委嘱状につきましては同封しておりますのでご確認ください。

■委員紹介

本審議会の委員は別紙宮代町下水道事業審議会委員名簿をご覧ください。なお、名簿は敬称を略させていただいておりますのでご了承ください。

■会長及び副会長について

審議会会長及び副会長については宮代町下水道事業審議会条例(平成3年)(以下、「条例」という。)第5条の規定によると互選により1名ずつ定めることとなっております。書面開催のため、事務局推薦とさせていただきます。会長は**磯 雄二様**、副会長は**島村 孝一様**にお願いすることについて、皆様の賛否を、別紙「回答書」にご記入の上、ご提出をお願いします。

■諮問

本来であれば町長から会長に対して諮問文を手交させていただくところですが、書面開催ですので省略させていただきます。

なお、諮問文につきましては会長に原本を、委員の皆様にはコピーを資料として 同封させていただいております。

■議題「宮代町下水道事業経営戦略について」

議題について事務局からご説明させていただきます。

本日は1回目ですので、まず、宮代町の下水道事業について大まかにご説明し、 続いて皆様にこれから審議していただきます経営戦略の概要についてご説明させ ていただきます。

(1) 宮代町下水道事業概要

宮代町下水道事業の概要についてご説明させていただきます。

宮代町の下水道事業は2つの事業を運営しておりまして、公共下水道事業と農業集落排水事業となっております。

ア 公共下水道事業の概要

まず、公共下水道事業についてご説明します。資料1の1をご覧ください。 宮代町の公共下水道事業は公共用水域の保全及びトイレの水洗化等による 生活環境の改善を図るために、昭和60年に事業に着手いたしまして、平成5 年4月1日に供用開始を行いました。宮代町は、トイレ、風呂、台所、洗面所 等より排出された水、いわゆる生活排水と雨水(うすい)を別々の下水管を使 って排除する分流式を採用しております。

なお、汚水と雨水を同じ管を使って排除する合流式がありますが、東京都や 久喜市などで採用されております。

下水道事業の実行計画である事業認可区域面積は353.4~クタールです。 資料2の黄色で網掛けされている区域となっております。この事業認可区域に ついては令和元年度末現在、整備率100%となっております。

なお、資料2の町北部で青色で網掛けされている区域で宮代横町土地区画整理事業が民間企業が主体となって整備中であり、今後、この地区21.5~ク

タールが下水道の区域になる予定でございます。

令和元年度末の下水道を使用できる人口、いわゆる処理区域内人口は

24, 985人であり、宮代町の人口**33**, 969人に対して**73**. 6%の 人が公共下水道を利用できることとなります。処理区域内人口のうち実際に接 続している人の割合は、**95**. 2%となっております。

また、宮代町の下水道は埼玉県東部の15市町で構成されている中川流域下 水道に接続し、汚水は三郷市にある中川水循環センター(終末処理場)で処理 されて中川へと放流されております。

イ 公共下水道事業の決算規模

次に公共下水道事業の決算規模を資料3に沿ってご説明します。1ページをご覧ください。歳入の合計は930,332千円で、主な歳入は公共下水道使用料の「使用料及び手数料」が246,616千円、一般会計からの「繰入金」が481,210千円、建設のための借り入れの「町債」が131,900千円となっております。

続いて歳出についてご説明します。歳出の合計は972,058千円で、主な歳出は人件費や使用料の徴収業務を外部委託している委託料などの総務全般である「下水道事業費」が69,584千円、中継ポンプ場や管路の維持管理や中川流域下水道(埼玉県)に対する維持管理負担金などの「維持管理費」が150,734千円、中継ポンプ場の長寿命化対策工事や宅内に下水道を引き込む工事、中川流域下水道(埼玉県)に対する建設負担金などの費用である「建設改良費」が140,383千円、借金の返済である「公債費」が578,879千円、平成30年度に余った繰入金を一般会計に返還するための「諸支出費」が32,478千円となっております。

歳入歳出の特徴は使用料などの自己財源で賄えない部分を一般会計からの 繰入金で補っているところです。下水道の事業においては、汚水を排除するた めに自然勾配を利用しているため、管路埋設のための工事費用が多額にかかり、 その財源を町債としていることから公債費が歳出の大半を占めていることで す。また、宮代町は自然勾配で流下してきた汚水を一度ポンプでくみ上げるた めの施設である中継ポンプ場を2箇所、有していることも維持管理費がかさむ 要因となっております。

次に2ページをご覧ください。地方債の現在高となっております。令和元年度末の地方債現在高D欄は4, 187, 851千円となっております。

続いて3ページをご覧ください。3ページは決算状況総括表となっております。4の経営指標についてご説明します。年間有収水量とは宮代町から排出される排水量のうち使用料が発生した水量のことです。汚水処理費とは維持管理費及び元金並びに利息に要した費用です。上段は費用の総合計で、下段は上段費用のうち、総務省で定めている一般会計が負担すべき金額を除いた費用の合計となっております。

ウ 農業集落排水事業の概要

続いて、農業集落排水事業についてご説明します。資料1の2をご覧ください。

宮代町の農業集落排水事業は農業用用排水の水質保全、農村生活環境の改善などを図るために、平成10年に事業に着手いたしまして、平成17年4月1日に供用開始を行いました。

処理区といたしましては、西粂原地区となっております。

事業計画区域面積は140.3~クタールです。資料2の緑色で網掛けされている区域となっております。この事業計画区域については令和元年度末現在、整備率100%となっております。また、令和元年度末処理区域内人口は861人です。

農業集落排水事業においては、公共下水道と異なり、汚水処理施設を有して おり、西粂原地区の汚水を当該施設で浄化し、用水路に放流しています。

エ 農業集落排水事業の決算規模

次に農業集落排水事業の決算規模についてご説明します。資料3の4ページをご覧ください。歳入の合計は59,902千円で、主な歳入は農業集落排水処理施設使用料の「使用料及び手数料」が9,392千円、一般会計からの「繰入金」が45,944千円となっております。

続いて歳出についてご説明します。歳出の合計は52,970千円で、主な歳出は「農業集落排水事業費」が6,521千円、「維持管理費」が13,774千円、借金の返済である「公債費」が28,109千円、平成30年度に余った繰入金を一般会計に返還するための「諸支出金」が4,566千円となっております。

歳入歳出の特徴は、歳入として、公共下水道事業と同様に、使用料などの自己財源で賄えない部分を一般会計からの繰入金で補っているところです。また、整備がすべて終了しているため、「建設改良費」は宅内に下水道を引き込む工事費として計上されます。

次に5ページをご覧ください。地方債の現在高となっております。令和元年度末の地方債現在高D欄は310, 338千円となっております。

続いて6ページをご覧ください。決算状況総括表となっております。公共下 水道事業と同様の内容になりますので説明を割愛させていただきます。

(2)経営戦略について

これから皆様にご審議していただきます「下水道事業経営戦略」についてご説明します。資料4をご覧ください。

下水道事業が抱える課題は人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に伴

う更新需要の拡大などが挙げられます。こうした環境変化を受け、総務省は下水 道サービスを安定的に継続していくための経営基盤強化の一つの施策として経営 戦略策定の推進に力を入れています。これを受けて宮代町でも、令和2年度から 地方公営企業会計の適用を行い、会計処理方法を変更し、経営戦略の策定に乗り 出しました。

経営戦略は公営企業(下水道事業)が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画に位置付けられております。

経営戦略の主な内容は、資料の経営戦略イメージのとおりです。経営戦略は「投資試算」をはじめとする支出の計画である投資計画と「財源試算」をはじめとする収入の計画である財源計画との均衡がとれるように策定しなければなりません。また、均衡がとれるように経営健全化の取組方針が示される必要があります。

計画期間は中長期的な視点から予測の確実性を確保するため、10年間とし、 投資試算及び財源試算は施設の維持更新を見据え、30年間とします。

■その他「社会資本整備総合整備計画(H27~R1)の事後評価について」

その他といたしまして、社会資本総合整備計画事後評価について、ご説明させていただきます。

宮代町では、平成27年度から令和元年度までの5年間を事業期間とし、国からの補助金である社会資本整備総合交付金の採択を受け、下水道事業を実施してきました。

この社会資本整備総合交付金は平成22年度に創設され、地方公共団が事業を実施しようとする場合には、社会資本総合整備計画を作成し国土交通大臣に提出することとなっております。

また、交付期間が終了した場合には社会資本総合整備計画で設定した目標の達成状況や事業効果について評価を行い、これを公表するとともに国土交通大臣に報告することとなっております。

この事後評価にあたっては、透明性、客観性及び公正さを確保する必要があることから、本審議会の委員の皆様に評価の妥当性についてご確認いただくことを目的とするため、お願いするものでございます。

つきましては、計画及び事後評価の概要について、資料5の2ページから順次ご 覧いただき、別紙「回答書」に意見の有無等をご記入の上、ご提出ください。

■今後の流れ

(1) 下水道事業経営戦略について

下水道事業経営戦略についてご質問等がある場合は、お手数ですが、事務局までご連絡ください。

また、5「会長及び副会長について」及び8「その他「社会資本整備総合整備計画(H27~R1)の事後評価について」」でご説明した内容について別紙「回答書」に必要事項をご記入の上ご提出ください。

加えて、本審議会に際しまして、既定の報酬をお支払いします。つきましては、 令和3年1月20日付け宮水発第365号「宮代町下水道事業審議会(第1回) の開催について(通知)」において同封しました、「口座番号振替依頼書兼個人番 号通知書」も同封してください。

ご提出物一覧

- •別紙 回答書
- · 口座番号振替依頼書兼個人番号通知書

提出期限 令和3年2月16日(火)必着

■審議会スケジュール

今後の流れについては、資料 6「宮代町下水道事業経営戦略策定スケジュール」をご覧ください。次回は少しあきますが、7月下旬を予定しております。内容は投資計画についてご審議いただく予定です。

本年の12月下旬には採択となるよう考えておりますので、よろしくお願いします。

■令和2年度第1回宮代町下水道事業審議会 開催結果

(1) 審議会の会長及び副会長について 磯雄二様を会長とすることについて

賛成	10
反対	0
無回答	0

島村孝一様を副会長とすることについて

賛成	9
反対	0
無回答	1

(2) 社会資本整備総合整備計画(H27~R1)の事後評価について

意見無し

(3) 意見等

意見等	回答
≪青木委員、島村孝一委員、眞中委員≫ 説明資料3ページの「イ 公共下水道事業の決算 規模」4行目「「町債」が 131,900千円」とあるが、資料3、1ページ 「歳入の状況 7町債」決算額Aが「188,80 0千円」となっており、一致しない。これに併せて 歳入合計も一致しない。	ある公共下水道事業債 56,900千円を令和2年度の収入としております。例年と比較するため、打ち切り決算を行わない